

あいち食の安全・安心推進アクションプランの 2019 年度計画の進捗状況について

1 あいち食の安全・安心推進アクションプランについて

あいち食の安全・安心推進アクションプランとは、

- (
- 視点 1 「生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進」
-)
- (
- 視点 2 「食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施」
-)
- (
- 視点 3 「県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の実施」
-)

の 3 つの視点を大きな柱として、県の食品安全確保に関する具体的な施策（20 のアクション）を体系化した行動計画です。（平成 15 年策定、最終改定：平成 28 年 6 月）

各アクションではそれぞれ数値目標等を設定した年度計画を定め、進行管理を確実に実施することにより、食の安全・安心の確保に努めています。

2 2019 年度計画の進捗状況

全 20 アクションのうち、計画どおり進捗したものは 16 アクション（80%）、ほぼ計画どおり進捗したものは 3 アクション（15%）、計画どおり進捗しなかったものは 1 アクション（5%）でした。

●2019 年度計画（20 項目）の進捗状況

評価	区 分	アクション数	アクション番号
A	計画どおりに事業が進捗したアクション (進捗率等が100%以上又は計画を達成したアクション)	16 (80%)	1、3、4、5、6、 7、8、9、10、11、 12、13、14、15、 16、17
B	ほぼ計画どおりに事業が進捗したアクション (進捗率等が80%以上100%未満又は概ね計画を達成したアクション)	3 (15%)	18、19、20
C	計画どおりに事業が進捗しなかったアクション (進捗率等が80%未満又は計画が達成されなかったアクション)	1 (5%)	2

(参考) 2018 年度計画（20 項目）の進捗状況

評価	区 分	アクション数	アクション番号
A	計画どおりに事業が進捗したアクション (進捗率等が100%以上又は計画を達成したアクション)	16 (80%)	1、3、4、5、6、 7、8、9、10、11、 13、14、15、16、 17、20
B	ほぼ計画どおりに事業が進捗したアクション (進捗率等が80%以上100%未満又は概ね計画を達成したアクション)	0 (0%)	-
C	計画どおりに事業が進捗しなかったアクション (進捗率等が80%未満又は計画が達成されなかったアクション)	4 (20%)	2、12、18、19

[各アクションの進捗状況の評価結果一覧]

視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進

(1) 安全な農林水産物の生産の推進

番号	施策項目	2018年度計画 評価	2019年度計画 評価
1	環境と安全に配慮した農業の推進	A	A
2	安全な畜産物の生産と家畜疾病の監視	C	C
3	安全なきのこの生産	A	A
4	安全な貝類の出荷	A	A
5	農薬の適正な販売・使用による安全な農産物の生産	A	A
6	飼料、動物用医薬品及び水産用医薬品の適正使用	A	A
7	安全な農産物の生産を目指した技術研究	A	A
8	食品流通における食の安全・安心の確保	A	A

(2) 食品加工施設などにおける自主管理の推進

番号	施策項目	2018年度計画 評価	2019年度計画 評価
9	HACCPに基づいた食品営業者の自主管理の推進	A	A
10	食の安全に関する検査・製造技術の研究開発及び指導	A	A

視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施

(1) 食品の監視・検査の確実な実施

番号	施策項目	2018年度計画 評価	2019年度計画 評価
11	安全な学校給食用物資の供給	A	A
12	食品営業施設に対する監視指導	C	A
13	医薬品成分を含む健康食品などの流通防止	A	A
14	輸入食品を含む食品などの安全検査	A	A
15	安全な食肉の流通確保	A	A
16	食品表示の調査・監視	A	A

視点3 県民の食の安心に向けた普及啓発・教育の充実

(1) 食の安心に向けた食育の推進

番号	施策項目	2018年度計画 評価	2019年度計画 評価
17	地産地消や食育の推進	A	A
18	学校における食の指導の充実	C	B

(2) 食に関するリスクコミュニケーションの推進

番号	施策項目	2018年度計画 評価	2019年度計画 評価
19	消費者に対する食の安全に関する知識普及	C	B
20	食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	A	B

3 2020年度計画における主な変更点

5つのアクションについて、事業の見直し等により、数値目標等の修正がありました。なお、事業の内容の大幅な拡充はありません。

アクションにおける主な変更点は以下のとおりです。

- ・アクション2 安全な畜産物の生産と家畜疾病の監視
平均値の変動により目標値を見直したため、家畜伝染病発生頭数過去5年間の発生件数の平均値を10件以下から14件以下に変更
- ・アクション9 HACCPに基づいた食品営業者の自主管理の推進
事業を見直したため、助言・指導の施設を1,100施設から2,000施設に変更
- ・アクション12 食品営業施設に対する監視指導
施設数の減少による見直しのため、監視指導計画の件数を88,396件から86,203件に変更
- ・アクション13 医薬品成分を含む健康食品などの流通防止
監視対象の見直しにより、医薬品的効能効果を標ぼうする健康食品の監視指導の件数を15件から809件へ変更
- ・アクション18 学校における食の指導の充実
生徒数減少に伴う見直しのため、子どもを対象にした調理コンクール開催の応募件数を12,000点から11,000点へ変更